

農林水産省水産庁資源管理部遠洋課

担当 増田健二様

「漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の告示案について」意見を送りますので宜しくお願いいたします。

* ”小型捕鯨”として、イルカやクジラなど哺乳類を捕獲することを許可することは容認しがたいので、原則禁止を要望します。